

3 愛知県災害対策本部運用訓練

① 目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、災害対策基本法及び愛知県地域防災計画に基づき、各防災関係機関の参加協力の下、愛知県災害対策本部の運用訓練を実施することにより、防災体制の確立と防災意識の向上を図ります。

② 日時

2022年9月1日（木）午前9時30分から午前11時55分まで

- ・ 災害情報センター運用訓練 午前9時30分から午前11時55分まで
- ・ 本部会議訓練 午前11時30分から午前11時55分まで

※正午から災害情報センター室において行われるあいちシェイクアウト訓練終了後、知事による「県民への呼び掛け」を行います。

③ 場所

愛知県自治センター6階 災害対策本部室及び災害情報センター室
(名古屋市中区三の丸二丁目3番2号)

④ 主催

愛知県

⑤ 参加機関

愛知県（知事参加予定）、愛知県警察本部、陸上自衛隊、第四管区海上保安本部、中部地方整備局、名古屋市消防局、日本赤十字社愛知県支部、名古屋地方気象台及び国立研究開発法人防災科学技術研究所

⑥ 訓練想定

南海トラフでのプレート型地震の発生を想定
県内震度：最大震度7

⑦ 訓練内容

- (1) 災害情報センター運用訓練（9月1日（木）午前6時発災を想定）

地震発生から約3時間30分後を想定し、災害情報センター要員によるロールプレイング方式の災害対策図上訓練、情報収集、対策立案に係る運用手順、応援要請、受援体制等の確認を行うほか、災害情報センター内に、救出救助などのプロジェクトチームを設置するとともに、防災関係機関から参集した連絡員と連携して、救出救助及び要救助者の医療機関への搬送に至る一連の訓練を実施します。

- (2) 本部会議訓練（9月1日（木）午前7時10分発災を想定）

地震発生から約4時間30分後を想定し、各局等の執るべき応急対策措置に対する確認を行うとともに、防災関係機関と連携し、災害応急対策の実施に関する方針等を決定します。

(参 考)

1 災害対策本部

災害対策基本法第23条の規定により、県の地域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害応急対策活動を強力に推進するため設置される特別の組織。

2 災害対策本部の組織とその所掌事務

災害対策本部に本部会議を置き、災害応急対策の基本事項について協議決定するほか、災害情報センターを置き、災害に関する情報の収集・伝達、各局等相互間の連絡・調整及び災害応急対策に関する基本事項等、災害対策本部の事務を実施。

3 本部会議の構成

本部会議は、知事を本部長、4副知事、防災安全局長を副本部長、教育長、警察本部長及び各局長等を本部員とする29名で構成。

4 災害情報センターの構成

災害情報センターは防災安全局長を統括指令長、防災部長及び防災安全局各課室長を副司令長とし、各局等の職員約100名で構成。